粼 丑 Щ な 翢 体の注 口 沢 赵 N

政党の支部		解散								•															
		異動		•					•							7 % 7 %								●洪3	V #
程	灵	設立	•	•												報告す								•	
政党の本部	彩	解散								•						までに報告する									
	% 政	異動		•					•												•				
	2	設立	•	•												5月末					•	•	•		
	人以上	解散								•						よ翌年									
	Ĭ 5 ∧	異動		•					•							台団体					•				
	国分鞿	設立	•	•												係政治			•	•	•				
防治答金田休		解散								•						議員関)。		●注2							
	河田	異動		<u>•</u>					•							1(国头 ます。									
	交	設立	•	•												31日現在の1年間の収支を、原則翌年3月末日(国会議員関係政治団体は翌年5月末日) 解散届に解散の日までの収支報告書を添付します。)。	●注2								
1 :	*	解散														翌年3 書を湯									
特定パーティー	F	異動角							•						<u>•</u>	原則: 支報告									
	開催	設立	•												•	:  大  で  の  坂									
砂策研究団体		解散影								•						12月31日現在の1年間の収支を きは、解散届に解散の日までの4									
	지기기기	異動		<u> </u>				<u>•</u>	•							の1年 解散の									
	及不完	設立	•	•				•								3現在( 散届に									
	٤	あり	•	_	•	•	<u> </u>				•			•		12月31日 きは、解									
資金管理団体	ر بر	解散		_	_		=			•				•		110									
	遇な [	異動		<u>•</u>			<u> </u>		•			•		•		責任者 解散の									
	税優退	設立		•			•				•			•		3会計(3)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)									
		Н	•	•			<u> </u>	<u>•</u>								すべての政治団体の会計責任者は、 う義務付けられています (解散のと									
団体		散めり	•		•	•		•								の政治									
-般の政治団体	まなし	動 解散		<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>		•						ナベて, 衰務付(									
一般	1優遇	立 異動	_	•			•	•	•							い 10.4mk									
lacksquare	党	設立	世	•	丰	N 문	N 문	世	四	圏	四	各屈		体制	禁	#1111	<b>冬</b> 屈	を 届	四	#1	の屈	桖	囲	TI <del>-EF</del> T	#
種類		/	Ą	領等)	dill <del>a</del>	会議員関係政治団体に当する 旨の 通知	団体しの選条	名原	異動履	Ą	指定履	国 展 動 原	取消力を言める	田幸	<b>~</b> ₩		E B	田		回之	部る	dilla	数距	政党の状況等に関する届	=======================================
(k 0)	1	/	5a.1	· 網	崖	以及。	以政治 った 恒	出	6	}	*	理の	∇ 指示 、 なっ	型(回回)	-       	ΔIT	何	金売	尖纖	及び	× 東 下	耞	왩	]等に	1
田田	[/	<b>事</b>	苹	邻三	雅	員 関係 ト る	員 関係 さくな。	議員	: 項 卷	散	祖 正	田事通	里 団体 引体でなる	の職	ペ軸		沿	沿資	属	4-1	所 ら ご		脈	の状況	- Ler
/		田田田		規約(		後当	国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	4H	曲田田		金			金田田	定键		정架		刑	承	政状	-jmj	喪	政党	+
/		Æ	榖	猫	쓣	国該	国該	H	囲	解	海	資国	資資	海)	特 開	잨			赵				定		

注)1 税の優遇措置の適格団体は、政党・政党支部・政治資金団体、特定の公職の候補者の被推薦書、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知又は国会議員氏名届を提出している政治団体に限られます。 2 政治資金団体の「指定届」及び指定の「取消届」は、政党本部が総務省に直接届け出ます(規正法6条の2)。 3 政党支部の異動で「政党の状況等に関する届」が必要になるのは、「政党支部の名称」の異動の場合です。 4 政党支部の異動で「<u>支部証明書」</u>が必要になるのは、「政党支部の名称」、「主たる事務所の所在地」、「主たる活動区域」及び「支部の単位」の異動の場合です。